

第 1000 回教育委員会 会議録

平成 26 年 9 月 12 日

14:00～16:00

①開 会

<長南委員長> それでは、ただいまから、第 1000 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員 の氏名

<長南委員長> 会議録署名委員に、小嶋委員と涌井委員を指名いたします。

③会期の決定

<長南委員長> 会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<長南委員長> 議事に先立ち、報告があります。

(1)「国民体育大会東北ブロック大会兼第41回東北総合体育大会の結果について」、スポーツ保健課競技スポーツ推進室長より報告願います。

<スポーツ保健課長> 競技スポーツ推進室長は、長崎国体に出張しておりますので、代わりに私のほうから説明させていただきます。

《 報 告 》

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、(2)「平成26年度全国高等学校総合体育大会等の結果について」、スポーツ保健課長より報告願います。

<スポーツ保健課長> 《 報 告 》

<長南委員長> 御質問等ございますか。

<長南委員長> なければ、(3)「AED設置状況等調査の結果について」、スポーツ保健課長より報告願います。

- <スポーツ保健課長> 《 報 告 》
- <長南委員長> 御質問等ございますか。
- <小嶋委員> 実際にAEDの操作を体験できる機会はあるのでしょうか。
- <スポーツ保健課長> 講習会を開催している学校もあり、その回数は年々増えてきています。また、今後はAEDの増設と、職員に対する研修を実施していきたいと考えています。
- <小嶋委員> それでは、今は、職員や先生方全員が操作を経験しているというわけではないのですね。
- <スポーツ保健課長> そうです。
今後は、中学生や高校生の場合は、職員とともに研修を受けられるような体制を推進していきたいと考えています。
- <小嶋委員> 実際に、一、二度ほど自分で操作する機会があればいいでしょうね。
- <スポーツ保健課長> やはり経験がないと、実際に操作しなければならない状況になった際に対応できないということになりますので、できるだけ体験してもらえようようにしたいと考えています。
- <菅間次長> 機械が自動音声で操作を案内してくれますので、一度さわった経験があれば、かなり違うと思います。
- <松村委員> 部活動など、事故が起きる可能性の高い場合は、保護者も対象に研修ができると良いですね。
- <スポーツ保健課長> 毎年、プールの安全管理講習会を開催していきまして、その中で、日本赤十字社の指導員の方に来ていただいて、AEDの操作研修を行っています。加えて職員向けの研修を実施したいと考えています。
- <小嶋委員> AEDを使用した場合の生存率は高いのですか。
- <スポーツ保健課長> 必ずしもAEDを使用すれば助かるというわけではありませんが、国で出しているデータでは、事故発生から5分以内に使用した場合の生存率は40%から50%です。早ければ早いほどいいです。
- <長南委員長> ほかになれば、(4)「全国高等学校総合文化祭等の全国大会の主な成績について」、高校教育課長より報告願います。

< 高校教育課長 >

《 報 告 》

< 長 南 委 員 長 >

御質問等ございますか。

< 小 嶋 委 員 >

「観光甲子園」は全部で何校の参加があったのですか。

< 高校教育課長 >

今年は 69 校です。鶴岡中央高校がその中のグランプリということになります。数年前にも第 2 位になったことがあり、今回は 1 位を取れるよう学校全体で努力した結果であったということです。

< 小 嶋 委 員 >

この賞をとった資料は見ることはできますか。

< 高校教育課長 >

資料がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

< 小 嶋 委 員 >

山形県から参加した高校は、他はどちらですか。

< 高校教育課長 >

新庄神室産業高校と米沢商業高校です。

< 菅 野 教 育 長 >

過去にも本県の高校がグランプリをとったことがありますよね。

< 高校教育課長 >

本県の高校は比較的頑張っていて、置賜農業高校も以前グランプリをとっています。

⑤ 協 議

< 長 南 委 員 長 >

次に、「公立学校における県民の歌『最上川』の普及について」、事務局より協議願いたい旨の申し出がありますので、義務教育課長より説明願います。

< 義務教育課長 >

《 説 明 》

< 長 南 委 員 長 >

各委員から御意見、質問等をいただきたいと思います。

< 松 村 委 員 >

県内の芸術文化団体の活動でも「最上川」を歌う機会が多いです。例えば、児童、生徒が参加する合唱コンクールなどの始めに、保護者も含めて「最上川」を合唱する機会を設けると、普及に良いと思います。

< 義務教育課長 >

大人の方も一緒に歌う機会があれば、良いと思いますので、そのような例も示していきたいと思います。

< 長 南 委 員 長 >

義務教育課では歌っていますか。

< 義務教育課長 >

儀式などでは歌っています。

<菅野教育長> 教育の日や、新規採用職員研修などでは必ず歌っていますので、この県庁舎で働いている職員は大丈夫かと思えます。

<涌井委員> たまたま、先週から新庄市の芸術期間が始まり、そのオープニングイベントに参加したのですが、そこで「最上川」の斉唱がありました。新庄市民の場合、「新庄市民歌」は必ず練習し、暗記もしているのですが、「最上川」は、私も一緒に連れて行った小学2年生の息子も知りませんでした。周りにいた大人の方はみなさん御存知だったようなのですが、いつ、どこで覚えられたのか疑問でした。今は学校で教えていないようですが、昔は学校で教えていたのでしょうか。

<菅野教育長> 教えていました。私は習った記憶があります。

<松村委員> 天童市でのパブリックな会議の場でも必ず歌うようにしていますので、大人の方はむしろ知っているのかもしれないですね。

<小嶋委員> 私は、学校で習った記憶がありません。大人になってから歌う機会が増えたような気がします。
他県では県民歌のようなものはあるのですか。

<長南委員長> 全都道府県というわけではありませんが、あります。「県民歌」というところと、「県民の歌」というところに分かれています。

<長南委員長> 3つの活用例だけでは弱いような気がしますので、「強調週間」のようなものを決めて、集中的に各学校に歌ってもらうようにすれば良いのではないのでしょうか。

<小嶋委員> 活用事例を示していただいて、子どもたちが「最上川」を歌う機会を増やしてもらえれば良いかと思えます。

<義務教育課長> ただいまいただいた意見を参考に各学校に通知したいと思います。

<長南委員長> それでは、これより議事に入ります。

⑥議 事

<長南委員長> 議第1号「山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部における平成27年度使用教科用図書採択について」、高校教育課長と義務教育課 特別支援教育室長より説明願います。

<高校教育課長> << 議第1号 説 明 >>

<特別支援教育室長>

- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <長南委員長> どのようにして教科書選定率を出しているのですか。
- <高校教育課長> 科目を設定している学校数のうち、その教科書を選定している学校数の割合で算出しています。
例えば、世界史Bという科目を設定している高校の数は少ないので、そのような場合は14校しか選定していなくとも、選定率が過半数を超えることとなります。
- <菅野教育長> 竹島や尖閣諸島についての記載が少ないようですね。
- <高校教育課長> 竹島や尖閣諸島については、それまでの学習指導要領の中に、明確に説明するような記載がありませんでした。ところが、国際問題になったことを受けて、国で改めまして、学習指導要領解説の中に、竹島や尖閣諸島についてしっかり説明するように、平成26年1月から記載が追加されました。ですから、平成26年1月以降に作られる教科書については、そのような記載がありますが、それ以前に作られていた教科書には検定を受けていても必ずしも記載がないということになります。
- <菅野教育長> 教科書には記載がなくとも、実際の授業では教えるわけですよ。
- <高校教育課長> 学習指導要領に記載されましたので、平成26年度の生徒から教えることとなります。
- <菅野教育長> ただし、そのような記載がない教科書を採択することは問題があるのではないかと話題にはなっています。
- <小嶋委員> 今後は竹島や尖閣諸島について記載しないと、教科書の検定が通らなくなるということですか。
- <高校教育課長> 教科書の検定は四年に一度更新されていきますので、それまで検定を通過していたものでも、記載されていなければ、次回の検定を通らなくなります。
- <菅野教育長> なお、今回選定されているものに含まれている、実教出版の日本史の教科書には国旗掲揚や国歌斉唱について「一部の自治体で公務員への強制の動きがある」という記述があります。
国旗、国歌について、本人の心情に反するようなことを、国や自治体が押し付けをしているという問題視をしているところがありますが、現実問題として、そのように問題視しているところは、入学式や卒業式で、国旗を掲げず、国歌を歌わないというところが多いです。

- <小 嶋 委 員> 国歌を歌わないというのはおかしいと思いますね。
- <菅野教育長> 本県では全ての学校で実施していますので、問題ありません。
なお、学校では、教科書の一部の記述だけでなく、トータルで判断して選定をしていますので、実教出版の日本史の教科書についても、検定を通過している以上、学校での選定を否定し、採択しないという理由はありません。
- <小 嶋 委 員> 今後は改善されていくのですか。
- <高校教育課長> 今回の検定には通りましたので、採択することはできますが、東京都などの件が、大きく報道されていますので、実教出版の日本史の教科書がこのままの記述で次回の検定に通るかはわかりません。
- <中井教育次長> 今度検定される教科書から政府見解を載せなければならなくなりましたよね。
- <高校教育課長> 「閣議決定その他の方法により示された政府の統一的な見解や、最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていること」とされました。
- <小 嶋 委 員> そのような政府見解や最高裁の判例があるということは書く必要があるということですか。
- <高校教育課長> はい。今年度、国で検定している教科書から適用されます。
- <長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第1号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第2号「山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、高校教育課長より説明願います。
- <高校教育課長> ≪ 議第2号 説 明 ≫
- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <菅野教育長> 特定配偶者について説明してください。
- <高校教育課長> 特定配偶者とは、残留邦人の配偶者です。具体的には、残留邦人の方

と結婚した中国人や朝鮮人などで、ともに日本に渡り、残留邦人の方が亡くなられた後に、日本に残った配偶者です。

今回改正を提案している規則は、そのような方々のお子さんに対する奨学金の支援ですので、法律名に「特定配偶者」が入っても、奨学金貸与の対象となるおさんは、実質的には変わりません。

<小 嶋 委 員> 法律の名称が変わっても、奨学金貸与の対象となるおさんはこれまでと変わらないということですね。

<高校教育課長> そうです。

<長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第2号は、原案のとおり可決いたします。

<長南委員長> 次に、議第3号「平成27年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> ≪ 議第3号 説 明 ≫

<長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅野教育長> 今回の改正により、実質的に何が変わるかを説明してください。

<高校教育課長> これまでも、入試制度の内容や、学力検査の問題等について、いろいろと適宜変更を加えてきましたので、改正による実質的な影響はありません。法律が変わったことなどから、文言等の修正を行うものです。

<長南委員長> わかりやすくなって非常にいいと思います。

<長南委員長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<長南委員長> 御異議なしと認め、議第3号は、原案のとおり可決いたします。

<長南委員長> 次に、議第4号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」、総務課長より説明願います。

<総務課長> ≪ 議第4号 説 明 ≫

- <長南委員長> 御意見、御質問等ございますか。
- <松村委員> 資料頁4-2にもありますように、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育は、これから進めなければならないものですが、なかなか促進が難しいのではないかと思います。今の段階ではどのような方向性をとっているのでしょうか。
- <中井教育次長> インクルーシブ教育の動きが加速したのは平成21年頃からで、理念としては国も出していますし、本県でも出しているところです。基本的には障がいをもった子の保護者が希望すれば尊重しますというもので、市町村や学校設置者は合理的配慮をしなければならないというものです。例えば、難聴の子どもさんが、本来は特別支援学校であるけれども、普通学校に行きたいという場合、それに対応する設備や先生の配慮をしなければならないというものですが、多額の費用がかかりますので、理想と現実の間で、各市町村は非常に悩んでいます。
- 保護者、本人の希望を尊重しようという動きは今後大事にしていかなければなりませんし、そういうことに市町村も合理的配慮をする努力をしなければならないと思います。
- <松村委員> 自分の家族に障がいを持った方がいる場合は対応がスムーズにできますが、そうでない場合は、対応がなかなか難しいと思います。環境を変えることと、意識を変えることの両方から取り組まなければならないと思います。
- <中井教育次長> 本県が行っている特別支援学校の分校の設置ですが、それこそインクルーシブ教育の一つの形で、小学校の非常に感性が大事な時期に、教室は違いますが、子供達が行事などの活動を一緒にやるわけです。そうすると、子供達の感覚、感性に「一緒に生きていける」ということを持つことが非常に重要です。
- 中学、高校では、就職の問題があるので、特別支援学校の中等部、高等部と離れることとなりますが、小学校の感性が大事な時期に一緒に生活することは非常に重要と考えています。
- <長南委員長> ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各委員> 異議なし。
- <長南委員長> 御異議なしと認め、議第4号は、原案のとおり可決いたします。
- <長南委員長> 次に、議第5号は人事に関する案件、議第6号は議会提案前の議案となりますので、これより秘密会としていかがですか。
- <各委員> 異議なし。

<長南委員長>

御異議なしと認め、議第5号及び議第6号を秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第5号及び議第6号は秘密会にて審議 》

⑦閉 会

<長南委員長>

これで、第1000回教育委員会を閉会いたします。